

県南広域振興局長告示第183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年12月15日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人菘笙会柴田医院	北上市新穀町一丁目6番10号	平成21年4月1日
立正堂医院	北上市相去町西野32番地1	平成21年10月13日
花調みどり薬局	花巻市若葉町三丁目1番8号	平成21年11月1日